

一般社団法人日本ニューロマーケティング協会会員規約

第一章 総則

(趣旨)

第1条 本会員規約は、一般社団法人日本ニューロマーケティング協会（以下「本協会」という。）の会員の入会時の会員基準、手続き、サービスを受ける際の規定などを定めたものである。

(会員の定義)

第2条 ここで言う本協会の会員とは、本協会定款（以下「定款」という）第5条3の②正会員、同③準会員のことである。

第二章 会員の種別

(正会員基準)

第3条 正会員とは、定款5条3の②に示されるもので、入会時に以下のすべてを満たしているものとし、かつ満たしていることを宣誓している者。

- (1) 本協会の目的に賛同し、業務上ニューロマーケティングおよび脳研究（医療目的を除く）に関係のある法人並びにこれらを主たる構成員とする団体で、法令および本協会の定める規程等を遵守し、かつ適正に行なわれていると認められること。
- (2) ニューロマーケティングおよび脳研究に関係があるか否かは、定款38条に定める理事会（以下理事会）によって決定される。
- (3) 販売する商品、又は提供する役務及び営業方式が公序良俗に反しないこと。
- (4) 被験者等からの相談等に対して十分な対応を行なえること。
- (5) 本協会に迷惑をかける行為およびニューロマーケティング及び脳研究の信用を失墜させるような行為をした者ではなく、役員等にこれらに該当する者がいないこと。
- (6) 除名後少なくとも2年以上を経過し、当該除名となった理由が解消されている者であること。ニューロマーケティング及び脳研究に関係する産業、学術研究の健全な育成に寄与すること、および本協会活動に積極的に協力することが期待できること。
- (7) 反社会的企業あるいは団体ではないこと。

2 正会員はさらに下記の通り区分されるものとする。

(入会区分) 正会員はA、B、C、D、E 会員に区分される。E 会員は更に E1、E2、E3 会員に区分される。区分の方法は以下の通り。

		入会条件
法人	A会員	法人であるならば問わず
	B会員	法人であるならば問わず
	C会員	法人であるならば問わず
	D会員	法人であるならば問わず
	E1会員	資本金 1 億円以上の法人
	E2会員	資本金1億円未満 1,000万以上の法人
	E3会員	資本金1,000万未満の法人
個人		

(準会員基準)

第4条 準会員とは、定款5条3の③に示されるもので、入会時に以下のすべてを満たすものとし、満たしていることを宣誓している者。

- (1) 本協会の目的に賛同し、ニューロマーケティング及び脳研究に関心がある。
- (2) 販売する商品、又は提供する役務及び営業方式が公序良俗に反しないこと。
- (3) 被験者からの相談等に対して十分な対応を行なえること。
- (4) 本協会に迷惑をかける行為およびニューロマーケティング及び脳研究の信用を失墜させるような行為をした者でないこと。
- (5) 除名後少なくとも2年以上を経過し、当該除名となった理由が解消されている者であること。ニューロマーケティング及び脳研究及び関係する産業の健全な育成に寄与すること、および本協会活動に積極的に協力することが期待できること。
- (6) 反社会的企業あるいは団体ではないこと。
- (7) 準会員は正会員への変更を申請することができるが、改めて理事会の承認を得ることとする。

2 準会員の更なる区分については別途定めるものとする。

第三章 入会

(正会員の入会手続)

第5条 本協会の正会員となろうとする者は、次に定める書式の書類を本協会に提出するもの

とする。

- (1) 入会申込書 入会書式(1)
- (2) 誓約書 入会書式(2)
- (3) 会社案内等の経歴書 (書式の指定なし)
- (4) ニューロマーケティング及び脳研究への取組 入会書式(4)

2 入会書式は当協会申し込みフォームへの入力および送信で代替することができる。

(準会員の入会手続き)

第6条 本協会の準会員となろうとする者は、次に定める書式の書類を本協会に提出するものとする。

- (1) 当協会ホームページ申込欄で必要事項を入力

2 必要事項については別途定める。

(正会員の入会審査)

第7条 理事は、第6条入会手続の書類を審査し、理事総数の3分の2以上の賛成を得て承認を与える。

2 審査において、本協会が必要であると認めた場合には、別途説明を求めることや、来訪の要請又は訪問調査等を行うことがある。

(準会員の入会審査)

第8条 準会員については特に審査を行わないが、第4条を満たしているものとする。

(権利の発生)

第9条 理事会より承認を受けた者は、第10条ならびに第11条に定める入会金及び会費を納入し、事務局が確認した後に会員資格を得て、会員としての権利を行使することができる。

2 書類の不備・欠落のあった者、及び基準を満たさなかった者、また理事会入会審査会において承認されなかった者には、その旨を連絡する。

(入会金及び年会費)

第10条 入会金及び年会費の額は次のとおりとする。

- (1) 正会員

		入会条件	入会金	年会費
法人	A会員	法人であるならば問わず	無料	3,000,000
	B会員	法人であるならば問わず	無料	2,000,000
	C会員	法人であるならば問わず	無料	1,000,000
	D会員	法人であるならば問わず	無料	400,000
	E1会員	資本金1億円以上の法人	60,000	180,000
	E2会員	資本金1億円未満 1,000万以上の法人	50,000	120,000
	E3会員	資本金1,000万未満の法人	30,000	60,000
個人			5,000	9,000

(2) 準会員については未定とする

2 理事会入会審査会において承認を受けた者は、本協会の請求に基づき、会員は当該事業年度（毎年10月1日から翌年9月30日）の会費を一括して納入しなければならない。なお、分納は認めないこととする。

3 ただし、初年度の年会費は入会月により以下のように定める。

初年度年正会員会費表（消費税抜き）

			入会月					
			10月	11月	12月	1月	2月	3月
法人	A会員	法人であるならば問わず	3,000,000	2,750,000	2,500,000	2,250,000	2,000,000	1,750,000
	B会員	法人であるならば問わず	2,000,000	1,833,000	1,666,000	1,500,000	1,333,000	1,166,000
	C会員	法人であるならば問わず	1,000,000	916,000	833,000	750,000	666,000	583,000
	D会員	法人であるならば問わず	400,000	366,000	333,000	300,000	266,000	233,000
	E1会員	資本金1億円以上の法人	180,000	165,000	150,000	135,000	120,000	105,000
	E2会員	資本金1億円未満 1,000万以上の法人	120,000	110,000	100,000	90,000	80,000	70,000
	E3会員	資本金1,000万未満の法人	60,000	55,000	50,000	45,000	40,000	35,000
個人		9,000	8,250	7,500	6,750	6,000	5,250	

※付与されるクーポンの枚数も入会月に応じて減じられます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
1,500,000	1,250,000	1,000,000	750,000	500,000	250,000
1,000,000	833,000	666,000	500,000	333,000	166,000
500,000	416,000	333,000	250,000	166,000	83,000
200,000	166,000	133,000	100,000	66,000	33,000
90,000	75,000	60,000	45,000	30,000	15,000
60,000	50,000	40,000	30,000	20,000	10,000
30,000	25,000	20,000	15,000	10,000	5,000
4,500	3,750	3,000	2,250	1,500	1,500

4 所定の入会金および年会費の請求書発行後3箇月を経ても入金のない場合は、入会の意思がないものとみなし、会員資格を放棄したものとする。

5 継続時において所定の年会費の請求書発行後3箇月を経ても入金のない場合は、継続の意思がないものとみなし、退会したものとする。

(支払方法)

第11条 入会金及び年会費は、本協会の指定する金融機関に払い込むものとする。

(入会金及び会費の返還)

第12条 本協会は、定款第7条、第8条、第9条、ならびに本会員規約第14条の規定によりその資格を喪失しても、すでに納入した入会金及び会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員区分の変更)

第13条 すでに会員となった者が会員種類を変更した場合の入会金及び会費の扱いは、次のとおりとする。

(1) 正会員から準会員に変更した場合、すでに納入した入会金及び会費その他の拠出金品は返還しない。

(2) 準会員から正会員に変更した場合、差額分を納入しなければならない。その際、第10条3における初年度の年会費が適用される。

(3) 差額分の入会金及び会費の分納は、認めないものとする。

第四章 会員の特典

(各種サービスの割引)

第14条 正会員は、倫理審査、セミナー、研修など協会が行うサービス（以下、サービス）を割引価格で受けられる。それぞれの価格については別途あるいはその都度定めるものとする。

(クーポン)

第15条 正会員は、サービスの料金をクーポンでも支払えるものとする。

2 クーポンの残数は協会側で管理され、クーポン券のような形式では付与されない。

3 クーポンは正会員のみが購入することができる。

第16条 正会員が受けられる特典は以下の通りとする。

		入会条件	特典	
			会員価格での倫理審査	eクーポン数
法人	A会員	法人であるならば問わず	○	60
	B会員	法人であるならば問わず	○	40
	C会員	法人であるならば問わず	○	20
	D会員	法人であるならば問わず	○	8
	E1会員	資本金1億円以上の法人	○	0
	E2会員	資本金1億円未満 1,000万以上の法人	○	0
	E3会員	資本金1,000万未満の法人	○	0
個人				0

第17条 準会員向けの特典は別途定めるものとする。

第五章会員に対する処分規則

第18条 本協会の会員が、定款第七条に該当する行為を以下の通り定める。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 本協会の定款、規則、決定事項、倫理綱領またはガイドラインに違反する行為
- (3) 行政機関等から処分を受けた行為
- (4) 消費者および被験者に対する不適正な行為
- (5) 個人情報取扱いに関する不適正な行為
- (6) 公序良俗に反する行為
- (7) 本協会の名誉をき損し、または本協会の目的に反する行為
- (8) その他本協会が処分に該当すると判断する行為（調査）
- (9) 反社会的企業あるいは団体であることが判明した時

第19条 本協会が必要と認める場合は、本協会は会員に対し、業務の実施状況について報告を求めることができるものとする。

2会員は、前項に基づく場合、合理的理由のない限りこれに従い、速やかに当該報告を行わなければならないものとする。（勧告または要請）

第20条 前条の結果に基づき、本協会が必要と認める場合、本協会は会員に対し、業務の改善その他必要な措置を勧告し、または要請することができるものとする。

3会員は、前項に基づく場合、合理的理由のない限りこれに従い、速やかに当該改善その他の

措置を実施し、本協会の求めに応じてその結果の報告を行わなければならないものとする。

(除名の手続)

第21条 除名は、定款第9条の規定により行う。

附則

この規約は平成28年11月1日より施行する。